

市庁舎建設に係る経緯

(1) 南河内町・石橋町・国分寺町合併協議会における経緯

(活動期間：H15年12月～H17年12月)

① 本合併協議会の中における協定項目（協議及び合意事項）

- 当面、新市の事務所の位置は、国分寺町大字小金井1127番地（現在の国分寺役場）に置き、庁舎方式は分庁方式とする。
- 将来の新市の事務所の位置については、自治医科大学北側県有地及び国道4号線・南河内町道1-2号線丁字路交差点西側地域の中から、経済性を優先し新市において決定する。
- 新市庁舎については、新市において住民参加による庁舎建設委員会等を設置し、建物の規模・建設の時期・財政状況等を検討し建設する。

② 新市建設計画における位置づけ

計画の趣旨：市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく新市を建設していくための基本方針

- 「新市の施策」中「住民と行政の協働による健全なまちづくり」の中の「行財政運営の充実」として、
新市庁舎の施設規模については、経済性、利便性等を考慮したものとし、設計にあたっては市民の意向を十分取り入れたものとします。

(2) 下野市総合計画基本構想（平成20年度から27年度までの8年間）と前期基本計画（平成20年度から23年度までの4年間）について

構想の趣旨：地方自治法に基づき策定するものであり、市の行政運営の基本的な指針となる

前期基本計画の趣旨：構想に示す施策を実施するための具体的な指針

- 構想の中には、
「住民と行政の協働による健全なまちづくり」の中で
「行財政運営の充実」として、

「新庁舎の建設に際しては、将来の土地利用構想を見極め、厳しい財政状況を勘案しながら、その立地点を含めた検討を行い、経済性や利便性を勘案した施設とすることを目指します。」とあります。

○ 前期基本計画の中には、

「市民と行政の協働による健全なまちづくり」の中で

「行財政運営の充実」として、

「新庁舎の建設は、経済性や利便性等を考慮し、厳しい財政状況を勘案しながら検討を進めます。」とあります。

また、施策・事業内容として、「【庁舎建設】庁舎建設検討委員会等の設置」となっています。